もくじ
大黒湯唐破風 安養院へ… P1　あだち民具図典⑬　箕（上）… P3
はい、文化財係です㉟　文化財の「指定」と「登録」… P4

足立史談

第652号

2022年6月15日

足立区立郷土博物館内
足立史談編集局
〒120-0001
東京都足立区大谷田 5-20-1
ＴＥＬ 03-3620-9393
ＦＡＸ 03-5697-6562

大黒湯の唐破風移築の工事がすすむ安養院（足立区千住五丁目）
３月初めから工事が始まり、銭湯遺産の一つが受け継がれようとしている。

大黒湯 唐破風、安養院へ
― 銭湯遺産の継承 ―

郷土博物館

１　銭湯の「顔」保存へ

千住寿町にあった大黒湯が昨年の六月末日に廃業との知らせに驚いた方も多かったと思います。大黒湯は昭和四（一九二九）年の大型木造建築で、玄関の唐破風をかざる大黒天像が象徴になっていました。

この唐破風が、このたび千住五丁目の古刹、安養院に移築されることとなり、いまインターネットのクラウドファンディングで資金を募る活動が広がりを見せています。

今回はその経緯について安養院の二四代目のご住職、内藤良家さんたちにお話しをうかがうことができましたのでご紹介します。

そもそも内藤さんは、フリーライターの舟橋左斗子さん（著書『足立区のコト。』彩流社、共著『町雑誌　千住』ほか）を通じて保存を一緒に考えるようになったとのことです。

話し合いを重ねて内藤さんは「唐破風だけでも移築できないかと思いがうかんだ」そうです。さらに舟橋さんを通じて、あだち銭湯文化普及会の荒木久美子さんも検討の輪に入ることで、その後の移築実現の根底になりました。

威容を誇った大黒湯のすがた
舟橋左斗子氏撮影

２　移築実現の手配

内藤さんや舟橋さんたちは、解体がはじまろうとしていた今年の二月十五日頃から急ぎ手配をはじめました。移

築の手配には多くの課題があるのですが、棟梁の大きな助力がありました。移築先の安養院の客殿や観音堂、山門など、木造建築を手掛けた代々の西棟梁とお付き合いがあり、この時もたまたま本堂内の修繕に西棟梁が来ていたことも幸運で、具体的に移築が可能かどうかの検討が始まりました。安養院と西棟梁のお付き合いは先代の又次郎さん（故人）と定治さんと世代を超えています。

「西棟梁による観音堂（平成19年落成式）」

3　クラウドファンディング

大黒湯の遺産継承を広く知ってもらうとともに参加してもらうために募金が行われることになりました。

中心となったのが、内藤さんをはじめ舟橋さん、荒木さんたちで、インターネットを用いたクラウドファンディングを四月三〇日から始めています。クラウドファンディングの名称は**「日本の銭湯文化を遺したい！唐破風屋根保存プロジェクト！」**で目標金額は三〇〇万円でしめきりは六月二六日となっています。

クラウドファンディングの立ち上げは荒木さんが中心となり、公共性等を幅広く考えて実施可能になったとのことです。大黒湯と安養院をつなぎ、移築保存の可能性を探る段階から関係している舟橋さんは次のように現状と将来を見ています。

「キングオブ銭湯」と呼ばれた大黒湯は、千住の誇りでした。そして銭湯ファンなら誰しも一度は訪れたい場所、日本の銭湯文化にとって象徴ともいえる存在でした。その唐破風屋根部分だけでも残る。その意義ははかりしれません。私も毎週のようにくぐった唐破風屋根が、大黒湯からそう遠くない安養院で再生されることにワクワクしています。

失われようとしていた遺産の継承には多くの人々の想いが欠かせませんが、舟橋さんが語る感想を具現化しているのがクラウドファンディングでしょう。これまで、千住の鷗外碑（千住一丁目）などの石碑や、足立の学童疎開の碑（博物館所在）は募金を元に人々の想いが実現していましたが、新しくネット空間での繋がりが期待され注目されています。

クラウドファンディングは一般的にネットが中心と考えられますが、直接の募金も受付けているとのことです。単位は2万円までの各種の額で設定されており返礼品も様々です。お問合せは、安養院（電話03‐3881‐0686）までお願いします。

4　新しい名所

■新たな遺産　安養院の内藤さんのこうした発意にも「千住を大切にしたい」という想いがベースになり、足立全体の銭湯文化を研究普及する「あだち銭湯文化普及会」の皆さんの想いがつながり、移築実現へと動いています。

移築に際しては、「くつ石」（柱を載せる石）を新たにすることや、さらなる部材の補強や、さまざまな工夫をしていくなど、新築ではない紆余曲折も乗り越えながら進められています。して大黒湯の象徴として唐破風の蟇股（かえるまた）※にあった大黒像は、そのまま原品が移ります。

※蟇股＝横木に設置し、荷重を分散させるため、下部を広げた（カエルの足のような）部材

銭湯の入口を飾った唐破風は、安養院の大玄関となります。八月まで移築工事が進み、九月から十月の秋に完成を目指しています。

■鎌倉時代の遺産から　安養院は鎌倉時代の建長年間（一二四九～五六）に創建されたと伝えられる古刹です。本尊の阿弥陀如来坐像は、専門家の調査の結果、鎌倉時代の銅製の作と判明し、さらにお顔は、鎌倉時代以前と想定され、いにしえの遺産を継承する寺院として知られています（第一次文化遺産調査。『足立の仏像』参照）。

史跡めぐりや街歩きの際に、境内で見学できる石造遺物の中から芭蕉句碑も注目遺産なのでご紹介します**（左写真）**。岡本機柳の還暦記念で建立、芭蕉旅立ちの句「ゆく春や鳥なき魚の目は泪」を刻んでいます。機柳は大正、昭和と高浜虚子、為成菖蒲園らとともに活躍した千住の俳人でした。

中世、鎌倉時代から、近世、近代の歴史と文化の名所として、大黒湯の新たな遺産が加わります。本文編集時点（五月末）で、一七九名の方からの支援が集まっています。移築がすすみ新たな文化継承がはじまります。

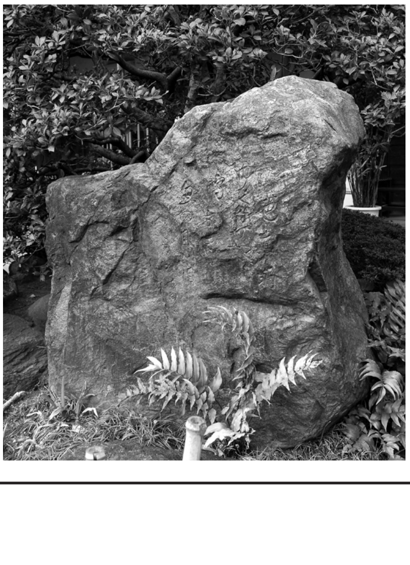
移築される唐破風近くにある句碑

（博物館学芸員　多田文夫）

あだち民具図典⑬
箕（み）（上）

■箕とは　箕は、穀物の選別やすくいとりなどに使うU字型をした道具です。篠竹や藤蔓の皮を主な材料として編み込んだもので、多数の材料を使い分け、また編み方も場所によって変えるなど、手作りの編み組み製品の集大成といわれるほどさまざまな技術が使われています。

　U字に開いたウデの部分を両手で持ち、開いた箕先（みさき）で、穀物をすくい取ったり、下に置いて、広げた穀物をかき入れたりするのに都合がよく、別の容器に移すことも簡単です。また、軽いのも特徴です。箕は、適量の米や豆などを入れてウデの部分を持って上下に振り上げて、中身を風に当て、混在する籾殻や豆の殻などを吹き飛ばして選別する道具でした。本体が軽くないと、作業に多くの負担がかかります。

■箕の製作と入手　箕の製作には多くの材料や手間がかかるため、専業化され、集落などをあげて製造されることがほとんどです。箕の製造は、農作業の一段落する冬期に集中して行うことができ、材料は自然から採集できるため、現金収入の手立てとして重要でした。

■墨書のある箕から　当館の収蔵する箕のなかで、上沼田町（現、足立区江北）の船津家から寄贈された二点は、箕の裏側に購入月日、購入先、金額まで墨で記載されています。【箕①】、【箕②】

　所蔵者が名前や屋号などとともに、新調した道具に使用始めの年月日を墨で書いた道具を「記年銘のある民具」あるいは、「墨書民具」（ぼくしょみんぐ）などと呼びます。民具とは、美術工芸品ではなく生活必需品として人々が制作し、長い間使用してきた道具を意味する言葉です。

　新調した日にちを記入するのは、新しい道具をおろす晴れがましさや、大切に使おうという気持ちが表れており、比較的値段が高く、長く使うものにされました。【箕②】の昭和二十一年十月十三日の吉凶を占う日にちは「大安」で、とても縁起のよい日でした。【箕①】の大正元年（一九一二）二月一日は「先勝」で、特にすぐれた日ではありませんでしたが、午前中にものごとを始めればよく、こうした日にち占いも意識されたのではと想像されるのです。

　【箕①】の代金は三十五銭、現在、都内では四八〇円の銭湯の入浴料が当時は、三銭だったので、約十一倍を換算すると五千円余りになります。【箕②】では入浴料は五十銭、十七倍すると八千円余りで、道具としては適当な値段であると感じられます。また、大正時代には、「千住 長谷川」と個人商店で購入していますが、昭和二十一年には「農協」と書かれています。農業協同組合法は昭和二十二年に施行されますが、農協での道具の購買が農家に及んできた様子がうかがえます。

つづく

参考文献『値段の風俗史』週刊朝日編

（当館学芸員　荻原ちとせ）

写真【箕②】と裏面の墨書
57 cm× 65 cm

①
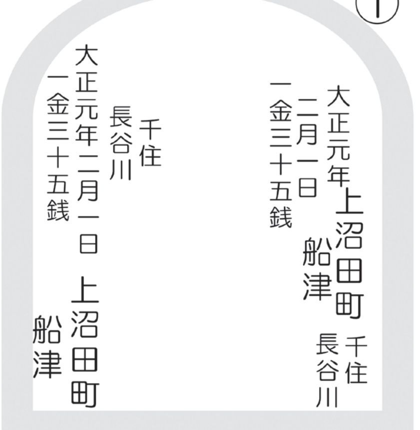

②

はい文化財係です㉟

文化財の「指定」と「登録」

文化財は、昭和二五年に国が制定した「文化財保護法」や地方公共団体が制定した文化財保護条例（以下、条例と省略）に基づいて「指定」されています。しかし、足立区の文化財には「指定」と「登録」の二種類あります。今回は、違いが良く分からない「指定」と「登録」の関係についてご説明します。

■「文化財保護法」の制定と条例

「文化財保護法」は、昭和二四年（一九四九）に法隆寺金堂で火災がおき、壁画が甚大な被害をこうむったことを契機に、こうした悲劇を繰り返さないようにするために制定されました。

その後、昭和二七年に東京都が「東京都文化財保護条例」を制定します。これを受け、昭和三〇・四〇年代には都内の市区町村で条例が制定されはじめます。

昭和五〇年、国は大幅に法改正をします。この改正では、それまで文化財の基準について「歴史上又は芸術上価値の高いもの」とありましたが、「その他学術上価値の高い歴史資料」という文言が加わりました。開発が進み多くの文化財が失われていく中で、文化財の定義を広げることで保護を図ったのです。

そして、昭和五一年に東京都も条例を全改正します。こうした流れの中で、昭和五〇年以前に条例を定めていた四区以外の十九区が昭和六三年までに条例を制定しました。足立区も昭和五六年に「足立区文化財保護条例」を制定しています。

■「指定」と「登録」　「文化財保護法」は、文部科学大臣が重要文化財や国宝を「指定」することができると規定しています。一方、「足立区指定文化財」があるように、重要文化財や国宝等の「指定」を受けていないものについては、地方公共団体が条例に基づき文化財指定することができると定めています。

足立区の条例は、まず「保存の必要があると認めたもの」を文化財として「登録」し、その中でも特に重要なものを「指定」するという制度になっています。指定文化財の現状変更をする際には区の許可が必要となりますが、登録文化財は区へ届出さえすればいいというように、指定文化財は手厚い保護、登録文化財は緩やかな保護となります。

現在、足立区は、「指定」一三件と「登録」六一一件の文化財があり、合計は二三区中、江東区に次ぐ二番目です。足立区は登録制度を活用して幅広く保護を図っているのです。

■国登録文化財の導入　平成七年（一九九五）以前の「文化財保護法」では、国と地方公共団体ともに指定制度のみでした。そのため昭和五六年に足立区が採用した登録制度は独自のものともいえますが、登録制度は二三区中一八区が設けています。現在も他の地方公共団体では指定制度のみのところも多いです。

こうした中で、平成八年に国は法改正をして、建造物について国も登録制度を新設しました。国宝や重要文化財は補助金等が手厚い代わりに、規制が多くかかってしまいます。国登録文化財は補助金等が手薄な代わりに、規制を緩くし、外観を維持さえすれば、内装に手を入れてレストランなどを営業することなどもできます。現在、一万件以上が国登録文化財として保護されています。

そして、平成一六年の法改正で国登録文化財は建造物以外にも対象が拡大されました。さらに令和三年の法改正で、地方公共団体が独自に制定していた「登録」制度を明文化しました。この点、地方公共団体の登録制度が国に先行していたのです。

「指定」「登録」制度は、多様な文化財を保護するための両輪ともいえる重要な制度なのです。

（文化財係学芸員　佐藤　貴浩）

「じんがんなわ」の東京都指定

令和四年三月一八日付で「じんがんなわ」が東京都指定無形民俗文化財に指定されました。

「じんがんなわ」は、「はい文化財係です」一七（本誌六二四号）でも取り上げましたが、西保木間の大門厨子（だいもんずし）の人々が毎年成人の日に大乗院（西保木間二―一四―五）に集まって、藁で作った大蛇を木に這わせて、五穀豊穣・無病息災などを祈願する行事です。

「じんがんなわ」は、昭和五九年に足立区指定無形民俗文化財に指定されています。しかし、「足立区文化財保護条例」により、区と都の二重指定はできませんので、都指定と同日付で区指定が解除されました。

東京都指定記念動画

足立区は「じんがんなわ」の東京都指定を記念して動画を作成しました。YouTube で見ることができますので、ぜひご覧ください。

タイトル：５００年のときをつなぐ。東京都指定無形民俗文化財「じんがんなわ」